

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正
<p><u>Ⅲ 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>（１）登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①～⑨ （略）</p> <p>⑩ 登録申請書の添付書類</p> <p>ア.～オ.（略）</p> <p>カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、寄付行為又は商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p> <p>（ア） 住民票記載事項証明書</p> <p>（イ） 外国人である場合は、<u>外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書</u></p> <p>（ウ） 印鑑登録証明書</p> <p>（エ） 有効期限内の次の書類の写し          運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード</p> <p>（注）定款又は寄附行為は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</p>	<p><u>Ⅲ 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>（１）登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①～⑨ （略）</p> <p>⑩ 登録申請書の添付書類</p> <p>ア.～オ.（略）</p> <p>カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、寄付行為又は商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p> <p>（ア） 住民票記載事項証明書</p> <p>（削除）</p> <p>（イ） 印鑑登録証明書</p> <p>（ウ） 有効期限内の次の書類の写し          運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、<u>在留カード又は特別永住者証明書</u></p> <p>（注）定款又は寄附行為は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</p>